

地びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 13 号に掲げる地びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	許可又は起 業の認可を すべき漁業 者の数	漁業を営む者の資格
地びき網 漁業	第一種共同漁業権 共第 113 号のうち 白浜地先	6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	定めなし	定めなし	操業区域に係る共同漁業権 の組合員行使権を有し、当 該漁業協同組合（支所）の書 面による同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 5 月 19 日から令和 7 年 6 月 9 日まで